



4月から本格稼働する家電リサイクル工場

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの処分が有料になります。

4月1日から 家電リサイクル法が スタート

これまで、不用になった家電製品は粗大ゴミなどとして市が回収して、大部分は埋め立てられてきました。しかし、4月1日からは「家電リサイクル法」によって消費者、小売店、メーカーがそれぞれ責任を分担して家電製品のリサイクルを進めることになりました。

対象となるのは

家電4品目

家電リサイクル法の対象となるのは「テレビ」「冷蔵庫」「洗濯機」「エアコン」の4品目です。

小売店が

引き取ります

四月からは、市ではこの家電四品目を収集しませんので、処分するときにはその商品を買った小売店か、同じ種類の製品を買おうとしている小売店に連絡してください。引き渡しの際に収集・運搬料金とリサイクル料金を小売店に支払い、管理票の写しをもらいます。

消費者が支払う費用(消費税別)

収集・運搬料金

3月末までには公表の予定
(1,000円~2,000円の見込みです)

+

リサイクル料金

テレビ	2,700円
冷蔵庫	4,600円
洗濯機	2,400円
エアコン	3,500円

※家電メーカーが発表した料金です

気になる料金は

収集・運搬料金は各小売店が、リサイクル料金は各メーカーが決めます。金額はおおよそ左の表のようになる見込みです。

もっと詳しく知りたい!

家電リサイクル法

Q & A

外国製品や

メーカーが不明の製品はどうすればいいの。

A

日本の小売店で買った外国製品はその小売店で引き取ってもらえます。また、海外で買った製品は、同種の製品を買い替える際に引き取ってもらえます。メーカーが不明で、買い換えではなく単に引き取ってもらう場合には生活環境課までご相談ください。

Q

エアコン、冷蔵庫に含まれるフロンはどうなるのですか。

A

メーカーがリサイクルする際に併せて回収・処理することになっています。また、小売店にも収集・運搬の際にフロンが漏れないように注意することが求められます。